

## 第25期佐世保市農業委員会第7回総会議事録

1 開催日時 令和5年12月27日(水) 10時20分から10時50分

2 開催場所 市役所4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	廣瀬 忠之	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	本城 充	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	磯本 安男	委員 16番	赤木 行秀(会長)
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義
委員 8番	手光 晴也	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員  
なし

5 出席推進委員(16名)

江上地区	古川 清志	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 孝典	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	丸田 浩行	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	山中 幸治	江迎地区	小川 憲人
皆瀬地区	山口 良行	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

針尾地区	永田 照雄
大野地区	村田 司

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	有富 暢一
事務局次長	小長 賢二

事務局係長 天羽 孝太郎  
事務局係長 田村 友哉  
事務局主査 岩佐 隆志  
事務局主査 岩崎 孝典  
事務局主査 田中 豊

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第50号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第51号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第52号議案 非農地証明願について  
第53号議案 農用地利用集積計画（案）について  
第54号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による  
要請（案）について  
第55号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 農地転用許可不要案件の受理について  
報告5 非農地通知について  
報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について  
報告8 宇久メガソーラーについて

## 9 会議の概要

副会長 只今より、佐世保市農業委員会第7回総会を開会いたします。一、開会。  
会長挨拶。

会長 皆さんこんにちは。  
今日は今年最後の総会です。委員の皆さんにおかれましては、新年を迎える準備を進めてらっしゃることと思います。

今年を振り返ってみますと、線状降水帯の影響を受けた地域があったようですが、比較的被害が少なかったのは良かったのではないかと思います。

12月1日に宇久メガソーラー事業者が来庁し、近いうちに工事を始めるとの説明がありました。営農型発電は問題もあるようなので、我々からは、地元の方々としっかり話し合いをするようお願いをしております。

本日は第7回総会です。よろしくご審議お願いいたします。

副会長 それでは、②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。現に在任する委員19名のうち19名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、針尾地区の永田推進委員、大野地区の村田推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、13番 水口一男委員、14番 田中広昭委員、補充として15番 西尾政喜委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第50号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第50号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明します。

1番、鹿町地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町船ノ村の2筆。地目は、登記田、原野、現況田。面積は2筆合計1,040㎡です。転用目的はスギ、サカキの植林。施設はスギ40本、サカキ100本。耕作者あり。農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは潮音院から東に約650mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。盛土切土は行わず、サカキ、スギを植えるため、土砂等の流出のおそれはない。日照通風、近隣に農地はなく、日照、通風などの営農条件に支障を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は非線引き都市計画区域で許可不要に該当します。

1番の案件につきましては、関係する委員の方がおられます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 1番の案件は除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番鹿町地区。

18番 18番内野です。12月24日に申請者と現地を確認してきました。特に問題はないと

見てきました。以上です。

議 長            それでは、1番の案件について何かご意見等ございませんか。

1 4 番            14番田中です。ご存じかと思いますが、田には盤があって固く、サカキを植えても成長しづらいので、事前に重機で掘り起こしておくなどしておいた方が良いでしょう。

事 務 局            事務局です。盤については申請者もご存じで、事前に掘り起こされると聞いております。

議 長            他にございませんか。

1 5 番            15番西尾です。スギは花粉症が問題になっているので、全てサカキを植えた方が地域にとってはいいのではないかと思います。

事 務 局            事務局です。申請地は北側斜面になりますが、日影の場所を確保するために成長が早く、上にまっすぐ伸びるスギを選定されております。

議 長            他にございませんか。

小川委員            江迎地区の小川です。農地にサカキを植える際の考え方を教えてください。

事 務 局            事務局です。サカキは枝葉を取って販売等を行うということで、農地にサカキを植えることについては畑扱いになるので、転用許可は必要ないと考えられます。今回のように日影を設けるためにスギを植えるということは、周りの山林との区別もつかなくなることもあるので、長崎県としては全体を転用で植林として扱うとの指導をされています。今回とは別のケースを紹介しますと、スギを植えた部分のみを転用し、サカキを植えた部分は転用しないという考え方もあります。ケースバイケースとなりますので、相談等があった時はそのようにご説明をお願いいたします。

議 長            他にございませんか。

委 員            (なし)

議 長            ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員            (挙手多数)

議 長            賛成多数です。第50号議案は許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 続きます。第51号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第51号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、皆瀬地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、野中町。地目は、登記田、現況荒廃。面積は450㎡です。転用目的は分家住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟木造二階建、建築面積130.83㎡、併用地ありで計画全体面積543.89㎡ですが、うち進入路、法面を除く有効面積は482.44㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは野中町公民館から北に約140mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。防護柵を設ける。境界の間に防護柵を設けるため、隣接農地への被害のおそれはない。日照通風、建物高を加減、7.6m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付してあります。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番皆瀬地区。

10番 10番辻です。12月25日に、大宅委員、山口委員と現地を確認しました。今の居住地の前の畑に分家住宅を建てたものです。周りは住宅に囲まれており、特に問題ないと見てきました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見をお願いします。

山口委員 皆瀬地区の山口です。辻委員が言われたとおり、問題ないと思います。

議 長 それでは、この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第51号議案は許可相当として県に進達いたします。  
続きまして、第52号議案 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第52号議案 非農地証明願について説明いたします。  
1番、小佐々地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は浅子町の2筆。登記地目畑、現況宅地。面積は2筆合計419㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは浅子保育所から南東へ約450mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。  
1番の案件につきましては、関係する委員の方がおられます。  
以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 1番の案件は除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは地区担当委員として、私から調査結果を報告します。  
12月22日に松田委員と現地を確認してきました。農地法施行以前から現在まで、宅地として利用されているということで、特に問題はないと見てきました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見をお願いします。

松田委員 小佐々地区の松田です。赤木委員が言われたとおり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、この案件について何かご意見等ございませんか。

末永委員 吉井地区末永です。この案件は農地法第5条の追認許可の手続きにはならないのでしょうか。

事務局 事務局です。この案件は、農地法施行以前から宅地として利用されていることから、非農地証明の手続きとなります。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第52号議案について、非農地証明を交付することといたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 続きまして、第53号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第53号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。利用権の設定は、世知原地区1件、江迎地区6件、鹿町地区2件の合計9件となっております。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。9番の案件につきましては、関係する委員の方がおられます。以上、ご審議よろしく願います。

議 長 9番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは、9番の案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。9番の案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。9番の案件については、承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 残りの案件につきまして審議いたします。何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。9番以外の案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第53号議案はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。  
続きまして、第54号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第54号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)について、ご説明いたします。

要請(案)につきましては、針尾地区1件、宮地区1件、の合計2件が計画されています。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第54号議案は、承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農地中間管理機構へ要請いたします。

続きまして、第55号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第55号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきましては、宮地区1件、中里地区1件、の合計2件の申し出がっております。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、この案件について何かご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)



議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第55号議案は、すべて承認されましたので(案)を削除願います。  
以上で議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。  
事務局の報告をお願いします。

事務局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 非農地通知について

報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

報告8 宇久メガソーラーについて

報告の内容に関しましては、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。

議 長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 【令和5年度 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について】

【総会の日程について】

【メールアドレスの登録について】

【農業新聞について】

【農業者年金について】

【農地利用意向調査について】

【タブレットの使用について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います。副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 本日も、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。  
これもちまして、第7回総会を閉会いたします。お疲れさまでした。